

マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付サービス開始

問合せ 住民ほけん課 戸籍住民担当 ☎991-1866 [証明書の種類①・②]
税務課 町民税担当 ☎991-1833 [証明書の種類③・④]

2月1日(水)からマイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機(マルチコピー機)を操作し、住民票の写し等の証明書を取得できるようになりました!

2月1日からマイナンバーカードを利用して、全国のコンビニで、住民票の写しなどが取得できます!

▶利用方法

マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書の搭載されたもの)をコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機にセットし、画面の指示に従い、カード取得時に設定した暗証番号を入力することで証明書を取得することができます。詳しい利用方法は、右記QRコードよりご覧ください。

▶利用できる店舗

全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、一部大型スーパーなどの多機能端末機(マルチコピー機)設置店舗

詳しい
利用方法⇒



▶利用時間 6:30~23:00(年末年始、システム休止日を除く。)

▶取得できる証明書

	証明書の種類	交付手数料	請求対象者	備考
①	住民票の写し	200円 窓口交付 より	本人及び同一世帯の方のみ	除票及び住民票コード入りの住民票の写しは、コンビニ交付では取得できません。
②	印鑑登録証明書			松伏町で印鑑登録されている方のみ
③	所得・課税・扶養証明書	100円 お得!	本人のみ	令和4年度及び令和3年度の証明書が取得できます。
④	非課税証明書			扶養家族の非課税証明書は、役場税務課にて交付します。

▶サービス利用上の注意

- ・コンビニ交付で利用できるカードは、マイナンバーカードのみです(住民基本台帳カード、通知カード、印鑑登録証は利用できません。)
- ・コンビニ交付で取得された証明書の差し替えや返金はできません。
- ・町の手数料条例により手数料が免除となる場合でも、コンビニ交付で証明書を取得する場合は交付手数料がかかります。
- ・役場住民ほけん課及び北部サービスセンターで印鑑登録証明書を取得する場合は、これまでどおり印鑑登録証が必要となります(マイナンバーカードでは交付できません。)

マイナポイント付与対象となるマイナンバーカード申請期限は、2月末までです。
お早めの申請をお願いします。

マイナポータルからオンラインで転出届を提出できるようになります

問合せ 住民ほけん課 戸籍住民担当 ☎991-1866

2月6日(月)から、マイナンバーカードを所有している方は、マイナポータルからオンラインでも転出の届出が可能になります。詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続が必要です。

デジタル庁
ホームページ⇒

